令和6年度

文化芸術による子供育成推進事業 子供 夢・アート・アカデミー

実施校募集要領



令和5年11月

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室

応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。 この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予 算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケ ジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。

1.	応募から実施までの流れ	P.1
2.	子供 夢・アート・アカデミー募集要領	P.2~P.3
3.	協力会員一覧	P.4~P.7
4.	応募方法	P.8~P.9
5.	応募書類の記入方法について	P.10~P.11
6.	経費について	P.12~P.14
7.	Q&A	P.15

お問い合わせ先

令和5年度 文化芸術による子供育成推進事業事務局 子供 夢・アートアカデミー係

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13階 近畿日本ツーリスト株式会社 コーポレートビジネス支社 公務営業支店

TEL: 0570-064-203 (プッシュ③) E-mail: <u>y-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp</u> ※開局時間 10:00 — 17:00(平日)

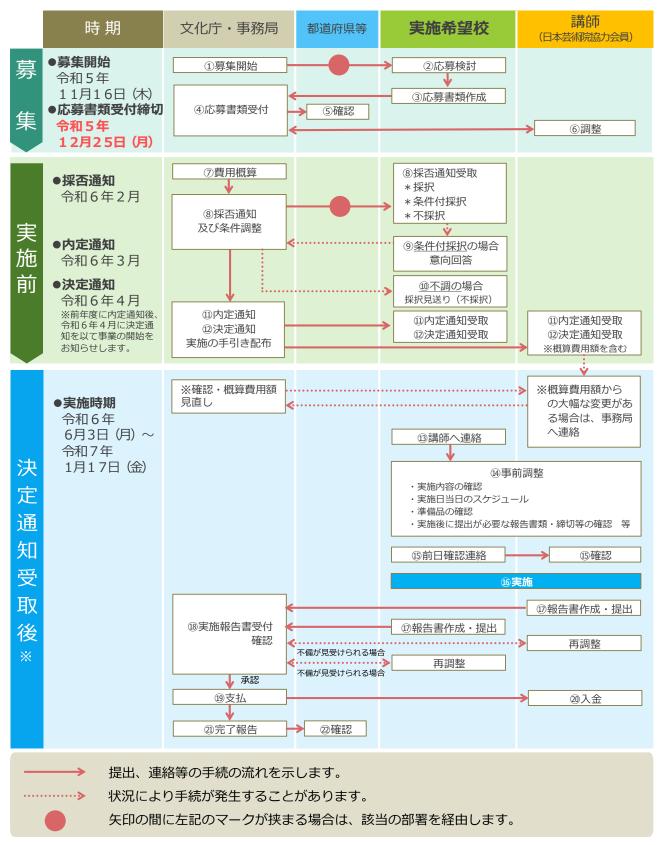
▶文化芸術による子供育成推進事業専用ウェブサイト URL: https://www.kodomogeijutsu.go.jp/



1

応募から実施までの流れ

応募から実施報告までが事業全体の流れです。 採択となった場合には、実施後まで一連の手続を御担当いただくこととなります。 新年度への引継も含めた事務体制を御調整の上、御応募くださいますようお願いします。



※ 決定通知受取以降の流れについては、令和5年11月時点の情報です。手続の流れが変更となる場合があります。採択を受けた場合、手続の詳細は事業開始後に配布する「実施の手引き」を必ず御確認いただきますようお願いいたします。

2 子供 夢・アート・アカデミー募集要領

1 事業の主旨

美術・文芸・音楽・演劇・舞踊の分野における芸術上の功績顕著な芸術家である「日本芸術院会員」が、講師・補助者として、小・中・高等学校等を訪問し、講話、実技披露、実技指導を行うことにより、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを実感させ、子供たちに夢を持って生きることの大切さや文化芸術を愛する心を育て、豊かな情操を有する我が国の文化継承者の育成を図ることを目的とした事業です。

2 事業内容

日本芸術院協力会員が児童・生徒や教職員、保護者を対象に、文化芸術に関する講話、実技披露、 実技指導を行います。なお、標準的な実施内容は4ページ~7ページに掲出する「協力会員一覧」内 「実施内容について」に記載のとおりですが、具体的な実施内容は、採択を受けた後、日本芸術院協 力会員と実施校が打ち合せを行い、本区分における上限の範囲内で計画するものとします。

3 募集対象

小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校(小学部、中学部、高等部)、中等教育学校、高等 学校を対象とします。

- ※ 実施校の採択においては、申請校のうち、子供 夢・アート・アカデミーにおいて、直近2年 間採択実績がない学校を優先することとします。
- ※ 日本芸術院協力会員により対象人数や対象学年が異なるため、必ず4ページ~7ページに掲出する 「協力会員一覧」内「想定対象学年」等を参照の上、応募してください。

4 募集期間

令和5年11月16日(木)から令和5年12月25日(月)まで

5 派遣分野及び会員

部会は下記のとおりです。また、日本芸術院会員は、芸術上の功績顕著な芸術家について、会員からなる部会の推薦(部会における選挙)と総会の承認によって選ばれ、文部科学大臣により任命されます。

第一部:美術第二部:文芸

第三部:音楽・演劇・舞踊

6 実施方法

1. 実施期間

令和6年6月3日(月)から令和7年1月17日(金)まで

※国会の予算審議の状況により、実施開始が遅れる場合があります。

2. 実施回数

原則として、1校につき1回

(1会員当たりの実施校数の上限は設けません)

3. 実施時間

1回当たり1時限以上3時間以内

- ※ 休憩等を挟む場合も、実施時間は合計して計算することとします。
- ※ 国語、社会、音楽等の教科や総合的な学習の時間など、教育課程上の授業時間に位置付けて 実施することとします。

4. 実施会場

会場は原則として、実施校の施設(教室・体育館等)とします。

※ ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できるスペースがない等の場合は、地域の文化施設等適切な場所を会場とすることができます。

5. 被派遣者

4ページ~7ページに掲出する「協力会員一覧」のうち、応募校が希望する会員(講師)

講師1名、補助者5名まで(文化施設等で合同開催をする場合は8名分まで)

※ 実施に当たり必要な補助者の人数は、応募の内容を鑑み検討しますので、応募書類の作成に 当たっては、参加児童・生徒の人数や学年を明記してください。

6. 主催者

主催者及び共催者は、次のとおりですが、必要に応じて会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会を「地元共催者」として加えることができます。

[主催者] 文化庁

[共催者] 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会の いずれか又は複数及び実施校

※ 以下、共催者及び文化庁が認める共催者(会場の管理者、市区町村、市区町村教育委員会)をあわせて「地元共催者」と表記します。

7. 経費

文化庁は、予算の範囲内で講師等謝金、派遣旅費及び講演等諸雑費を負担します。

事業終了後、文化庁委託事業者(事務局)から被派遣者(講師及び補助者)や業者(講演等諸雑費の支払対象者)へ直接支払います。具体的な経費の内容、基準、上限等については下記を御確認ください。

≫事業に係る経費について:12ページ~14ページ [経費について]

協力会員一覧

日本芸術院会員は、芸術上の功績顕著な芸術家について、会員からなる部会の推薦(部 会における選挙)と総会の承認によって選ばれ、文部科学大臣により任命されます。 また、部会は下記のとおりです。

・第一部:美術

・第二部: 文芸 ・第三部: 音楽・演劇・舞踊

No.	部	分科	会員 (講師) 名	実施可能地域	想定対象学年
1	第一部	絵画 (日本画)	土屋 禮一 つちや れいいち	地域を問わない	高等学校
2	第一部	絵画 (日本画)	福王寺 一彦 ふくおうじ かずひこ	地域を問わない	対象となる学年を問わない
3	第一部	絵画 (日本画)	伊藤 髟耳 いとう ほうじ	地域を問わない	中学校 高等学校
4	第一部	絵画 (日本画)	村居 正之 むらい まさゆき	地域を問わない	対象となる学年を問わない
5	第一部	絵画 (日本画)	千住 博 せんじゅ ひろし	東京から日帰り 可能な範囲	小学校4年生~小学校6年生
6	第一部	絵画 (洋画)	絹谷 幸二 きぬたに こうじ	地域を問わない	対象となる学年を問わない
7	第一部	絵画 (洋画)	大津 英敏 おおつ えいびん	地域を問わない	対象となる学年を問わない
8	第一部	絵画 (洋画)	藪野 健 やぶの けん	東京都内	小学校6年生
9	第一部	絵画 (洋画)	佐藤 哲 さとう てつ	地域を問わない	小学校3年生~中学校3年生
10	第一部	絵画 (洋画)	馬越 陽子 まこし ようこ	東京都近郊(東京都、 神奈川県、千葉県等)	高等学校
11	第一部	彫刻	神戸 峰男かんべ みねお	地域を問わない	対象となる学年を問わない
12	第一部	彫刻	吉野 毅 よしの たけし	地域を問わない	中学校

【実施内容について】

各協力会員(講師)が予定する実施内容は、標準として一覧内に表記する「実施内容について」のとおりとなります。ただし、講義の具体的な内容(実施コマ数、開始時間、指導対象等を含む)については、実施校の決定後、各協力会員(講師)と実施校間において相談の上、確定します。学校の設備や参加人数との兼ね合いもあるため、必ず記載してある内容の実施ができるということではありませんので予め御了承ください。

また、特に「こんなお話を聞きたい」「このようなことを教えていただきたい」などの希望がある場合は、【様式1】実施希望調書の「特記事項」に御記入ください。<u>ただし、各協力会員(講師)が必ず希望内容に沿って実施することを保証するものではありませんので、この点、御理解いただきますようお願いいたします。</u>

対応可能人数 (目安)	実施内容について
指定しない	• 講話等
指定しない	「記憶の中の絵画」の制作(岩絵の具・膠使用) 作品鑑賞
30名まで	 人数を指定していますが、あくまで希望であり、日本画の理解を広めるのであれば(30名以上でも)検討。 日本画の表現についてみんな考えなくてはならないと思い、講話だけでなく、実際に紙・筆・岩絵の具・接着剤を使い体験してもらいたい。(水の使用(処理)可能な会場必須) 中・高の生徒さんと一緒に考えて日本画の理解を広めてゆきたい。
指定しない	・実技指導、講話等(DVDの鑑賞30分~40分を含む)
100名程度まで (1回で指導でき る人数まで	実技指導和紙をもんで、何に見えるか考え、それをもとに作品を制作する
指定しない	• 講話、実技披露、実技指導、講評等
指定しない	• 実技指導中心
指定しない	• 講話と実技
100名まで	実技披露、実技指導、講話等人数を指定しているが、状況により検討する
指定しない	ヨーロッパ、アメリカ、中国などでの個展や活動の中で交流した際に実感した ことやアートの使命などについて講話する
指定しない	基本的には粘土制作(立体)を中心とした実技指導対象校の希望(内容)にできるかぎり答えるかたちで授業を組み立てたい
50名まで	• 実技指導(粘土で立体を作成していただく)

No.	部	分科	会員 (講師) 名	実施可能地域	想定対象学年
13	第一部	彫刻	山田 朝彦 やまだ ともひこ	地域を問わない	小学校
14	第一部	彫刻	宮瀬 富之 みやせ とみゆき	四国地方、関西地方	小学校 高等学校
15	第一部	工芸	中井 貞次 なかい ていじ	京都市内	高等学校
16	第一部	工芸	宮田 亮平 みやた りょうへい	関東地方	高等学校
17	第一部	書	黒田 賢一 くろだ けんいち	四国地方、中国地方	対象となる学年を問わない
18	第一部	書	髙木 聖雨 たかき せいう	地域を問わない	対象となる学年を問わない
19	第一部	建築・ デザイン	伊東 豊雄 いとう とよお	地域を問わない	中学校高等学校
20	第二部	小説· 戯曲	髙樹 のぶ子 たかぎ のぶこ	地域を問わない	中学校高等学校
21	第二部	詩歌	吉増 剛造 よします ごうぞう	地域を問わない	対象となる学年を問わない
22	第二部	マンガ	ちば てつや	東京都近郊	小学校
23	第三部	能楽	梅若 実 桜雪	関東圏、関西圏	小学校高学年以上
24	第三部	能楽	観世 清和 かんぜ きよかず	地域を問わない	対象となる学年を問わない
25	第三部	邦楽	豊 英秋 ぶんの ひであき	地域を問わない	小学校5年生~中学校3年生
26	第三部	洋楽	堤 剛 つつみ つよし	地域を問わない	対象となる学年を問わない

対応可能人数 (目安)	実施内容について
50名まで	実技指導中心(粘土、紙粘土等の使用) 参加人数によって内容はさまざま検討予定
50名まで	 講話20分、実技作品指導(手による粘土表現) 昭和63年から平成13年まで高校球児をモチーフに制作した作品を紹介し、勝利者があるということは必ず敗者が存在するということ、敗者も美しいという「敗者の美」をテーマに講話を行う。このテーマをNHKで特集された際の映像放送する。
指定しない	• 高校生向けの映像を用いた講話
指定しない	• 講話
50~60名程度	(小学校、中学校) 書写の実技指導、実技披露を通して手書き文字の大切さを学ぶ (高等学校) かな書道の指導
50~60名程度	• 実技披露、指導、講話(文字の成り立ち)
指定しない	• 講演
指定しない	• 「耳で読む物語」を実施 朗読と楽器(演奏)で会員自身の作品を公演し、その作品の意味をトークする。
指定しない	• 講話と書くことの実技
40名程度	講話、実演「絵を描く」ハードルを下げる。漫画ならではの表現を使い、コミュニケーション、何かを伝えることを考える。
指定しない	• 能装束、面当の実際実物をご紹介及び映像と実演デモンストレーションを使った 能のワークショップとお話。
指定しない	・実技披露・実技指導・講話いずれも可能ですが、学生の皆様へ、能の魅力を幅広く伝え、また少しでも親しみが芽生えるように、楽しく学んでいただくために、全てセットで、例えば「能の解説(講話)、実技披露(仕舞など)、実技指導(謡のお稽古・所作のお稽古)」を一連の流れで実施することが好ましい。
指定しない	• 実技披露、実技指導、お話等
指定しない	• 実技披露(演奏並びにお話)

4 応募方法

応募に必要な書類

■【様式1】実施希望調書※Excel形式のまま提出してください。

揭出先URL: https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/kodomo_yume_art.html

2 書類提出先

文化芸術による子供育成推進事業申請システムURL: https://rsms.co.3.jp/bunka/Login

- ※ 上記システムより、応募書類を登録してください。
- ※ システムの利用方法については、下記のURLよりシステムマニュアルを取得の上、参照してください。

掲出先URL: https://www.kodomogeijutsu.go.jp/r6/kodomo_yume_art.html 【本件お問い合わせ先】

TEL: 0570-064-203 (プッシュ③) E-mail: y-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

3 提出締切

令和5年12月25日(月)23時59分 ※厳守

※ いかなる理由であっても上記期限に間に合わない応募は受理いたしませんので予め御了承く ださい。

4 応募に当たっての留意事項

- この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、予め御了承ください。
- 実施校の調整段階(採否検討段階)では、原則、学校の実施希望時期における実施可否を検 討します。このため、<u>採否通知を受け取るまでは、実施希望日の予定を空けておくようお願いします。</u>

また、講師側のスケジュールとの兼ね合いがあり、提示いただいた実施希望時期に添えない場合もありますので御了承ください。この場合は、採否通知において「条件付採択」とし、再度日程の調整を行うことがあります。

- ・ 採択となった場合には、年度をまたいで手続や準備に対応いただくこととなります。<u>新年度</u> に体制変更がある場合は、特に、募集要領、応募様式、連絡調整の記録等の引継をしっかり と行ってください。
- 採択を受けた場合、講師との連絡調整は内定通知受取後に開始できるものとし、経費発生を伴う準備については決定通知受取後に開始するものとします。

5 採否通知について

- 採否結果については、文化庁による選定と事務局による費用概算後、令和6年2月に送信する採否通知を以て連絡します。
- 採否通知において、「条件付採択」を受けた場合には、提示された条件について対応の可否 や代替案の回答を行い、調整が整った場合は「採択」とします。また、調整の結果、実施が 難しいと判断した場合は、採択を見送ります。
- 採否通知後、令和5年度内に子供 夢・アート・アカデミー事業全体の採択内容が整った場合、「内定通知」を以て内定をお知らせします。
- 事業の開始については、令和6年4月以降(令和6年度事業開始後)に、「決定通知」を以てお知らせします。

6 採択後の手続について

■事業実施前

採択を受けた実施校は、内定通知受取後、文化庁委託事業者(事務局)からの案内に沿って、 日本芸術院会員と連絡を取り、実施日当日の打ち合わせを開始してください。 ただし、事業開始前(決定通知前)に生じた費用の計上は認められません。費用の発生が伴 う準備については、決定通知以降に行っていただくようお願いします。

■事業終了後

事業終了後に、学校側においても報告書の作成・提出が必要となります。また、学校側において手配した材料の代金等の支払が必要な場合は、併せて、経費の精算手続が必要となります。

≫ 参考: 令和5年度 子供 夢・アート・アカデミー「実施の手引き」 https://www.kodomogeijutsu.go.jp/kodomo/dl/r05/tebiki.pdf

事業開始の際に、採択後の手続等をまとめた「実施の手引き」を配布します。

※ 実施報告書の内容については、今後、文化庁の資料として使用する場合やホームページ等で公開することがあるので、予め関係者に承諾を得てください。

5

応募書類の記入方法について



【様式1】実施希望調書

様式1 受付No.

令和6年度—文化芸術による子供育成推進事業—「子供 夢・アート・アカデミー事業」 実施希望調書

都道府県 政令指定都市

下記のとおり、令和6年度「子供 夢・アート・アカデミー事業」の実施を希望します。

	1, 40	ے رہ	あり、中和し	, 13	K, 1 124 . 26.	, i.,	, ,,, _	7	*100	ルビ C 111 .	主しっ	~ 7 0		
ふりがな											学校	コード		
実施希望校名														
							メーノ	L						
	担当者名								電話	i				
	実施会場	ij							連絡が取	りやすいほ	制帯			
		第1	希望日											
—		第2	2希望日								人 3年生 人 6年生			
実施希望	実施希望時 期	第3	3希望日											
希望		第4	1希望日											
内容		第5	5希望日											
台			合計			1年生		人	2年生		人	3年生		人
	参加児童・ 生徒				宇施校	4年生		人	5年生	人 6:		6年生		人
			0	人	合同開催校	(学校名)			,					人
	遣を希望する 院会員氏名(
			l			特記事項	į							
派遣を希望する 芸術院会員氏名②														
特記事項														
	派遣を希望する 芸術院会員氏名③													

- ※ より多くの学校への派遣が調整できるよう、複数の希望がある場合は、3名まで記入いただく形としていますが、採択の場合、希望する講師の内、いずれか1名の派遣となります。(複数の講師を派遣するということではありません。)
- ※ 他校と合同で実施する場合は、参加児童・生徒欄の合同開催校欄に学校名を記載した上で、参加人数を記載してください
- ※ 事業希望内容が様式の枠内に収まらない場合は別紙を作成し添付してください

【様式1】実施希望調書【記入例】

https://edu-data.jp/

様式1 受付No.

令和6年度—文化芸術による子供育成推進事業—「子供 夢・アート・アカデミー事業」

実施希望調書

学校の所在地が「政令指定都市」の場合は、都道府県 名ではなく、政令指定都市名を記入してください。

都道府県・政令指定都市 ○○県

下記のとおり、令和6年度「子供 夢・アート・アカデミー事業」の実施を希望します。

施希望校名 	まりがな 実施希望校名 ふりがな 担当者名			ょうりつOOシ)町立OO Δやま Δ)小学校		2		B*		コード *******7				
旦当者名	担当者名			∧やま ∧								B*******			
			ふりがな					メール abc@****.jp							
実施会均	中长人			ΔЩ Δ7	太			電話 ****一****							
	美施会:		実力	施校の教室・	体育館			連絡が取りやすい時間帯 15:40~17:00							
		1希望日		令和6年9月	16日(月)		3 = 2 = 3 = 3 = 3 = 3 = 3 = 3 = 3 = 3 =	希望日以降	3∕ 0 ≣⊒ 1	1+.13.5	百でけたり	±++ /	<i>t</i> -		
		2希望日		令和6年10月	月25日(金))	だし、	講師が対	応でき	る可能	能性が低く	なってし	ょ		
実施希望 時期	/-	3希望日		令和6年10月]30日(水))	採択の ね合い	とする場合 いにより、	合も、請 日程の	るだけ希望日を挙げてください。 、講師が対応できる日程との兼 程の再調整を採択の条件とする					
μ -Ω 2-Ω]	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4希望日		令和6年11月	月7日(木)		• 応募 ⁵		希望E						
	内	 55希望日		令和6年12月	月9日(月)			子校行事等ください。	する里ん	ょりない	を変更することはでき らないよう御調整の上、 				
	容 ———	合計			1年生	0	人	2年生	0	人	3年生	0	人		
参加児童・ 生徒				── 実施校	4年生	0	人	5年生	20	人	6年生	34	人		
<u> </u>		58	人	合同開催校	(学校名)		〇〇町	立〇〇小	`学校	△分	· ·校	4	人		
派遣を希望する 芸術院会員氏名①				00	00	0		彫刻							
				4	持記事項										
* * * * * * * * * *	* * * * * * * * * * * * * *	* * * * * * * * * * *	* * * * *		* * * * * * *	*	* * * :	* * * *	**:	* * *	* * *	* * *	* *		
派遣を希望する芸術院会員氏名②											絵画(洋画)			
より多くの学校へ派遣の調整ができるよう、「派遣を 希望する芸術院会員氏名」は3名(①~③)まで記入する ことができますが、必ず複数希望の入力が必要という ことではありません(選択は任意です)。 また、採択の場合も、希望する講師の内、いずれか 1名の派遣となります(複数の講師を派遣するという ことではありません)。															
	より多くの学 希望する芸術 ことができま	院会員 すが、 ません 場合も	院会員氏名」は3名((すが、必ず複数希望の ません(選択は任意で 場合も、希望する講館 よります(複数の講師	院会員氏名」は3名(①〜③ すが、必ず複数希望の入力 ません(選択は任意です)。 場合も、希望する講師の内 なります(複数の講師を派)	院会員氏名」は3名(①~③)まで記入する すが、必ず複数希望の入力が必要という ません(選択は任意です)。 場合も、希望する講師の内、いずれか よります(複数の講師を派遣するという	校へ派遣の調整ができるよう、「派遣を院会員氏名」は3名(①~③)まで記入するすが、必ず複数希望の入力が必要というません(選択は任意です)。場合も、希望する講師の内、いずれかよります(複数の講師を派遣するという									

6 経費について

1 文化庁負担経費について

原則として、決定通知時に算出する「概算費用額」を基準に、次の文化庁負担経費を支払うものとします。文化庁負担経費は、事業終了後に、文化庁委託事業者(事務局)から被派遣者(講師及び補助者に係る謝金・旅費)や業者(講演等諸雑費の支払対象者)へ経費を直接支払います。地元共催者については、3ページを御参照ください。

文化庁負担経費	地元共催者負担経費
 謝金 旅費 講演等諸雑費 	 児童・生徒が会場へ移動する際の交通費 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費(光熱水料、ピアノ移動費、調律費等) 文化施設を利用する際の使用に係る経費(会場借上料(付帯設備費等含む))
(楽器運搬費・著作権使用料等)	■ 飲食料(お茶代、記念品代、花束代等) ■ 文化庁の基準単価を上回る経費等

2 概算費用額の算出・精算時支給額の決定方法について

実施の調整に当たっては、応募校の希望内容を鑑み、採否を決定するとともに、採択予定校については、各協力会員(講師)が応募校毎の希望内容を確認の上、実施内容を検討します。また、その際に、文化庁委託事業者(事務局)において、費用概算を行い、「概算費用額」を決定します。内定後に、採択校は、各協力会員(講師)と連絡を取り、実施内容の詳細を調整することとなりますが、調整は、原則、概算費用額の範囲内で行うものとします。

費目	概算費用額の決定方法	精算時支給額の決定方法
諸謝金	● 講師が調整時ヒアリングシート内で回答した「実施想定時間」を基に算出します。	● 実施校が報告書において報告し た実施時間を基に算出します。
	● 主たる移動方法については、講師が調整時ヒアリングシートにおいて回答した移動方法を想定し、 算出します。	
	● 公共交通機関を利用した場合で、最も効率的かつ 経済的な経路を基準として算出します。	● 原則として概算費用額を支給します。ただし、次の経費については、概算費用額を実際の支出
旅費	● 道具運搬等の理由により、自家用車を使用する場合は、総移動距離×37円を基準に算出します。また、別途高速道路の使用が見込まれる場合は、想定される高速道路利用料金を加算します。	ては、似昇貝用銀を実際の文山 額に修正して再計算します。・航空券代・レンタカー代・タクシー代
	● 道具運搬等の理由により、タクシーを利用する場合は、自宅から最寄駅及び実施校最寄駅から公共 交通機関等への乗換地点までの利用を想定し、算出します。	• 高速道路利用料金
諸雑費	■講師が調整時ヒアリングシート内で回答した諸雑費想定内容について、参加予定児童・生徒数を勘案して算出します。● 道具等運搬費についても、調整時ヒアリングシートの回答内容に基づき算出します。	● 実費 ※ 学校が手配した材料等
	※ 学校が手配した材料等と講師側が手配した材料等の	費用を合わせて上限10万円まで

3 各経費規定

諸謝金規定

■謝金単価(令和5年度 文部科学省諸謝金基準)

(税込)

	区分	単位	謝金単価	1回当たりの上限
講師(特別講演謝金)		1回当たり	58,060 円	
補	演奏謝金	1人 1時間当たり	6,520 円	19,560円
助	実技指導謝金	1人 1時間当たり	5,200 円	15,600円
者	単純労務謝金	1人 1時間当たり	1,210円	

- 上記の謝金の額は「令和5年度文部科学省諸謝金基準」に基づくものであり、変更となる場合があります。
- 補助者が必要な場合には、その区分に応じた謝金を最大 5人分(文化施設等で合同開催をする場合は 8人分)まで文化庁において負担します。
- 講師の秘書等随行者は補助者に該当しません(旅費の計上についても認められません)。
- 補助者ついては、1時間単位(30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て)で計算します。
- 単純労務者は原則として現地の方へ依頼してください。
- 対象時間の基準は拘束時間ではありませんので、打ち合わせや準備、休憩等の時間は除きます。
- 実施後は、実施時間に即して支払いますので、実際の支給額は概算費用額に満たないことがあります。
- 実施時間を延長した場合も、上記の上限額を超える支払はできません。

0

旅費規程

■支給対象経費

- 講師及び補助者の居住地から学校等実施会場までの往復旅費(実施回数分)を、事業終了後に旅費基準に基づき認められた金額を支払います。
- 単純労務者は、現地の方を想定していますので、旅費は計上が認められません。
- 講師1名、補助者最大5名分(文化施設等で合同開催をする場合は補助者8名分)まで、文化庁において負担します。
- 旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき定めた基準により算出された金額の範囲内となります。旅費の計上に当たっては、講師・補助者とも行政職俸給表(一)の4級相当を基準とします。

■旅費基準

• 原則として公共交通機関を利用し、講演に支障をきたさない範囲で、各被派遣者の居住地から学校等実施会場までの最も効率的かつ経済的な移動方法及び経路の往復旅費を上限とします。



講演等諸雑費

■支給対象経費

- 本事業の実施に際し実技指導に必要な経費等を、上限額の範囲内で文化庁が負担します。
- 対象となるのは、事業内で児童生徒が使用する教材費や楽器等の運搬費等、事業実施に当たり直接必要となる経費です。
- ただし、実技指導等に使用する材料等の手配を学校側にお願いすることがあります。この場合は、一度学校側で立て替えていただいた後に、事務局へ代金を御請求いただくか、学校側で請求書を取得いただき、事務局宛にお送りいただいた後に、事務局から業者へ直接料金を支払います。

■上限額

税込100,000円以内(1校当たりの上限)

※文化施設等で合同開催する場合も同様

計上が認められる主な講演等諸雑費

• 教材費(学校・児童生徒が標準で所持していない消耗品費に限る)

例:画用紙、絵具等

レンタル費

例:児童生徒用の体験楽器、音響機材、メディア芸術分野の通信機材等

• 運搬費 (講師・補助者の旅行に係る私物の運搬費を除く)

例:教材運搬費、楽器運搬費、講演に係る道具・衣装運搬費、楽器席代等

• 著作権使用料

例:音楽著作権使用料、台本使用料、原作使用料等

• 音楽費

例:作曲料、編曲料、音響費等

計上が認められない主な講演等諸雑費

- 講師が所有する物のレンタル代
- 講師が所有する物のメンテナンスをする場合の費用
- 備品購入費(事業終了後も継続して使用できる物)
- ・本事業に係る経費と通常の事務経費が明確に区別できないもの(コピー用紙、トナー等)
- 地元共催者負担経費(下記の経費については地元共催者で負担するようお願いしております)
 - ・児童生徒が会場へ移動する際の交通費
 - 学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費

例:光熱水料、ピアノ移動経費、暖房機器レンタル費等

- 文化施設を利用する場合の会場借上費及び付帯設備費等
- お茶代等
- ・講師・補助者における稽古・指導に係る経費
- ・リハーサル・練習会場借上費
- ・贈答品に当たるもの
- 任意加入の保険料(旅行保険、レンタカーの免責補償等)
- 手数料

例:事務手数料、振込手数料等

Q1 例えば、「子供 夢・アート・アカデミー」と「芸術家の派遣事業」等、複数に併願 することはできますか?

併願できます。

Q2 義務教育学校について、前期課程と後期課程がそれぞれ応募することは可能ですか?

義務教育学校については、課程ごとに応募することはできません。

Q3 学年ごとのプランを考えたので、複数応募してもよいですか?

1校につき1申請としてください。

Q4 学校が事業にかかる費用を負担することはありますか?

規定の範囲内で実施を計画する場合、芸術家に支払われる謝金、旅費、講演に必要な講演等諸雑費は、 文化庁で負担しますので、学校側に費用負担が生じることはありません。規定の範囲を超えて、被派 遣者へ対応を求める場合や、計上が認められない経費が生じる場合は、実施校等の地元共催者が負担 することとなります。地元共催者が負担する経費としては、複数校が合同で開催する等で文化施設等 を利用する場合の使用料や児童・生徒の移動費、ピアノ調律代、電話代等の事務経費、会場の光熱水 費等があります。

なお文化庁負担経費であっても、規定を超過する金額については、地元共催者の負担となります。

Q5 学校側で芸術家の旅手配・支払が必要でしょうか?

必要ございません。旅行の手配については、原則芸術家自身での手配をお願いします。旅費は、実施終了後に芸術家本人へ支払われます。